



第3章

基本構想

1. 将来像と基本理念
2. 基本目標
3. 目標人口
4. 土地利用の基本方針
5. 持続可能な開発目標 (SDGs) との関連づけ

第1章

総合計画の
策定にあたって

第2章

湧別町の現況

第3章

基本
構
想

第4章

基本
計
画

附 属 資 料

第3章

基本構想

これからの社会情勢や第2期計画の振り返り等を踏まえ、湧別町のまちづくりを進めるうえでの将来像とその実現に向けた基本理念、基本目標及び目標人口を定めます。

1

将来像と基本理念

人と自然が輝くオホーツクのまち

～ともに考え、ともに行動し、みんなでつくる協働のまちづくり～

(1) 将来像

これまで2期にわたって策定した総合計画では、町民と行政が共有する目標となる「まちの将来像」を設定し、町民と行政が一体となって“湧別町らしさ(魅力)”を活かして町政に発展させていく姿を明示してきました。

第3期計画では、人口減少に端を発する地方創生という厳しい時代の潮流を迎え、本町はこれまで豊かな自然の恵みを受けて産業が発展してきましたが、自然と共生した産業振興は明治の開拓時代から今も変わらず、将来の世代に引き継いでいかなければならない大事なテーマであります。

そのため、第2期計画に引き続き、従来の将来像「人と自然が輝くオホーツクのまち」を継続するものとします。

なお、本構想における将来像に込められた思いは、自然との共生によるまちづくりです。湧別町が持つ豊かな自然環境や地域資源を守り育てながらこの難局を乗り越え、10年先も誰もが輝いて生活を送ることのできるまちを将来像として描いています。

(2) 基本理念

まちの将来像の実現に向けて、「ともに考え、ともに行動し、みんなでつくる協働のまちづくり」をまちづくりの基本理念として定めます。

まちの課題を効果的、効率的に解決するためには、町民、自治会、企業、行政などの多様な主体が、目的を共有し、対等な立場で、お互いの責任のもと役割分担しながら連携・協力して取り組む「協働によるまちづくり」を確立する必要があります。

本町では平成26年(2014年)4月に「湧別町自治基本条例」が施行され、まちづくりを進めていく上で様々な分野で協働による取組みが進められていますが、まだ「協働によるまちづくり」が確立されたとはいえない状況にあります。

そこで、「協働によるまちづくり」の機運をさらに高めるため、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、ともに考え、ともに行動し、一緒になって取り組むまちづくりを目指し、これからのまちづくりを進めていきます。

2

基本目標

まちの将来像である「人と自然が輝くオホーツクのまち」の実現に向けて、本計画では次の5つの基本目標に基づいて、分野ごとに施策を展開していきます。

なお、基本目標の枠組みは、第2期計画を引き継いでいます。

(1) 基盤整備 安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくり

豊かな自然環境の保全と環境に配慮した快適でゆとりのある住環境の整備に努め、町民の生命と財産を守る防災・防犯体制が充実した誰もが安全・安心で快適に暮らし続けられるまちづくりを推進します。

(2) 産業振興 豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり

恵まれた自然環境のもと、町の基幹産業である農林水産業の生産基盤をさらに強化し、これらの生産物を活用した商工業の活性化や雇用と起業の促進、観光振興による地域活性化、産業団体の連携体制強化による販売力の強化など、活力あふれるまちづくりを推進します。

(3) 社会福祉 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり

子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと安心して暮らすことができるよう子育て支援や社会福祉の支援体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策の推進に努め、人を思いやる気持ち、互いに支え合うことのできるまちづくりを推進します。

(4) 教育文化 豊かな心とふるさとを愛する心を育むまちづくり

本町の豊かな自然や文化、歴史、人材等の地域資源を活用した特色ある教育を通じて豊かな心を育み、教育やスポーツ、文化芸術活動を通じてふるさとへの誇りや愛情が持てる、ふるさとを大切に思いやる気持ちのあるまちづくりを推進します。

(5) 協働・行財政**町民一人ひとりが支え合い助け合う思いやりのあるまちづくり**

効率的かつ健全な行財政運営を行うとともに、町民一人ひとりが支え合い、助け合いながら思いやりのあるまちづくりの実現に向けて、町民と行政がともに連携しながら様々な課題を解決していく協働のまちづくりを推進します。

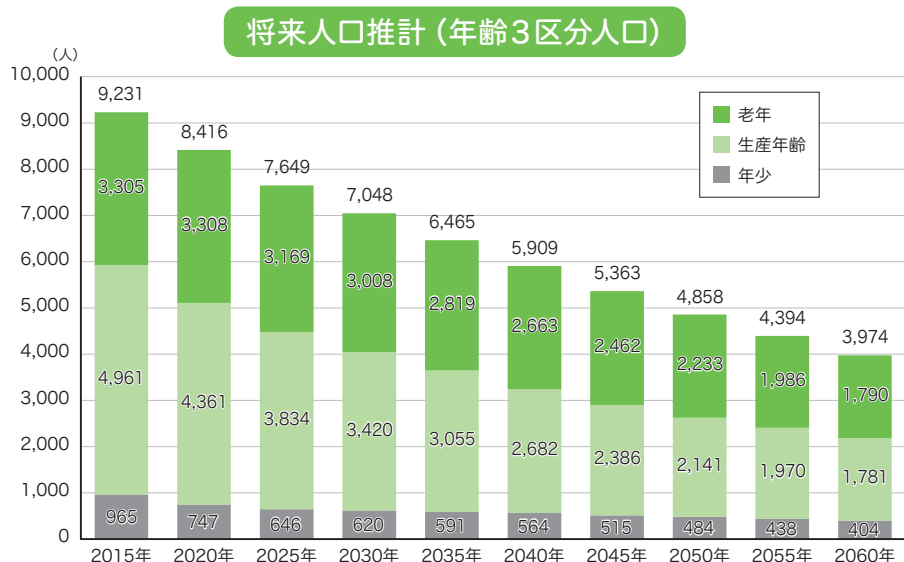
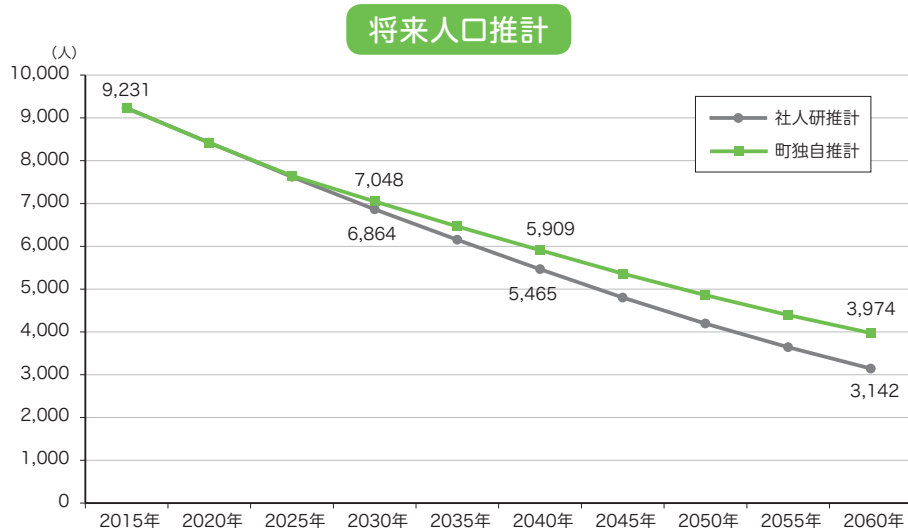
3

目標人口

まちの将来像を実現させるためには、人口減少の歯止め対策及び少子・高齢化対策の推進が必要不可欠です。

社人研の将来人口推計によると、本町の将来人口は、令和7年(2025年)には7,623人(平成27年比17.4%減)、令和12年(2030年)には6,864人(同25.6%減)になるとされています。

令和3年3月に策定の「湧別町人口ビジョン(改訂版)」及び「第2期湧別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和42年(2060年)には3,142人となる社人研の将来推計人口を、各種取り組みの成果により、3,974人と推計し4,000人を目標としています。この推計に基づき、第3期計画の着実な推進により、本計画の最終年である令和13年度(2031年度)末における目標人口を**7,000人**と定めます。



4

土地利用の基本方針

土地は町民の貴重な財産であり、町民の生活や経済活動の基盤となることから、土地の利用にあたっては、自然環境の保全と共生に配慮しながら、現在及び将来にわたって、適正かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

(1) 現状と課題

本町は、総面積505.79km²で山林187.02km²、畑105.76km²、宅地8.77km²、原野8.15km²、牧場0.3km²、雑種地6.21km²、その他189.58km²からなっています（平成31年1月1日現在）。

総面積の37.0%を占める山林は、木材生産などの経済的効果だけでなく、国土の保全、水源のかん養、二酸化炭素削減に与える効果など、自然環境の保全に重要な役割を担っています。

農地については、わが町の基幹産業である農業の礎であることから、これまで各種基盤整備事業の推進などによる高度利用を図るとともに、生産性の向上に努めてきました。幸い、現時点では優良農地の遊休化には至っていないものの、今後は担い手不足に伴ってその発生が危惧されます。

市街地においては、これまで宅地造成や公共施設の整備による公共機能の充実に努めており、さらに、土地の有効活用と良好な景観を保つため老朽化した空き家の解体を推進してきました。

今後においては、国土の保全や水源のかん養などの公益的機能に加え、自然環境や景観の保全など多面的機能を発揮するために必要な森林の計画的な整備と、農用地については、離農跡地の活用や農地流動化の促進に努めるとともに、食料生産のほか、環境、景観、国土保全など、多面的な機能の維持に努め、その他の土地についても、それぞれの土地が持つ立地条件や役割に応じた土地の利用が必要です。

(2) 基本方針

① 市街地域

周辺の自然環境に配慮しながら、計画的な市街地整備を図るとともに、中心市街地の活性化を図るため、コンパクトなまちづくりを進めます。

② 農業地域

農地の無秩序な転用を防止し、必要な農地の維持確保に努めるとともに、農業生産の向上を図るため土地の改良事業等による基盤整備や農地の集約化等、効率的な土地利用に努めます。

③ 森林地域

森林は、経済的効果だけでなく、国土の保全、水源かん養^{*}、二酸化炭素の削減に与える効果など、地球環境を保持し改善に資する公益的な機能を有しています。そのため、これらの資源の保全とともに、自然とふれあう場としての活用に努めます。

^{*}水源かん養…森林の土壌が降水を貯留することにより、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させるなどの機能。

5

持続可能な開発目標 (SDGs) との関連づけ

第3期計画の策定にあたっては、国際社会全体で取り組むこととされている「持続可能な開発目標 (SDGs)」で掲げられている理念を取り入れながら、政策・施策に取り組んでいきます。

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた国際社会全体の目標で、令和12年 (2030年) を期限とする17の目標 (ゴール) と169の具体的な目標 (ターゲット) から構成されています。



※SDGsの17の目標 (ゴール) のロゴ

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標 (ゴール) と自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織である世界都市自治体連合 (UCLG)*では、SDGsの17の目標 (ゴール) に対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

目標 (ゴール)	目標 (ゴール) の説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての町民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>

※世界都市自治体連合 (UCLG)・・・United Cities and Local Governmentsの略称で、国際的な地方自治体の連合組織として平成16年 (2004年) に国際自治体連合 (IULA)、世界都市連合 (UTO)、世界大都市圏協会 (Metropolis) の統合により発足。会員同士の情報交換や相互協力、各種研修プログラムの実施を通して、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を図っている。

目標（ゴール）	目標（ゴール）の説明及び自治体行政の果たし得る役割
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>町民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も町民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことにより町民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4：すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは町民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省／再生可能エネルギーを推進したり、町民が省／再生可能エネルギー対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

目標（ゴール）	目標（ゴール）の説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>目標8：包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>目標11：包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>包括的で、安全、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには町民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3R※の徹底など、町民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>

※3R…Reduce(削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)の3つの頭文字を示す、限りある資源の有効活用の取組みのこと。

目標（ゴール）	目標（ゴール）の説明及び自治体行政の果たし得る役割
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p>目標15：陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>目標16：持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p>目標17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>自治体は公的／民間セクター、町民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>



(3) 施策と持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標の関係

第3期計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標（ゴール）とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、各施策分野とSDGsの17の目標（ゴール）を関連づけることで、第3期計画とSDGsの達成に向けた取組みの一体的な推進を図ります。

なお、第3期計画とSDGsの達成を見据えた政策展開との関係性を視覚化するため、施策分野ごとに関連するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。

施策の大綱	施策No.	施策分野	SDGsにおける17の目標（ゴール）						
			1 貧乏をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
基盤整備	1	道路・河川・海岸						●	
	2	上下水道		●				●	
	3	住宅環境	●						●
	4	公園			●				
	5	情報通信							
	6	環境衛生・景観						●	
	7	地球温暖化対策							●
	8	公共交通							
	9	消防・防災				●			
	10	交通安全・防犯				●			
産業振興	11	農業		●					
	12	林業				●			
	13	水産業		●					
	14	商工業							
	15	消費者保護				●			
	16	雇用の確保	●				●		
	17	観光							
社会福祉	18	保健・医療			●				
	19	子育て支援	●		●	●	●		
	20	食育		●	●	●			
	21	社会福祉	●		●				
	22	介護			●				

第1章

総合計画の
策定にあたって

第2章

湧別町の現況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

施策 No.	SDGsにおける17の目標（ゴール）									
	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	成長・雇用	イノベーション	不平等	まちづくり	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
1		●		●			●			●
2		●		●			●			●
3		●		●						●
4				●						●
5		●		●						●
6				●	●	●	●	●		●
7				●	●	●		●		●
8		●		●						●
9		●		●		●				●
10				●					●	●
11	●	●		●				●		●
12	●	●				●		●		●
13	●	●					●			●
14	●	●		●						●
15					●				●	●
16	●	●	●	●						●
17	●	●								●
18										●
19			●						●	●
20										●
21	●		●							●
22			●							●

施策の大綱	施策No.	施策分野	SDGsにおける17の目標(ゴール)						
			1 貧乏をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
			貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
教育文化	23	学校教育				●			
	24	社会教育				●			
	25	芸術文化				●			
	26	図書館				●			
	27	博物館・文化財				●			
	28	スポーツ			●	●			
	29	国際・国内・同郷交流				●			
協働・行財政	30	町民協働							
	31	男女共同参画					●		
	32	情報共有							
	33	行政効率化							
	34	財政運営							



第1章

総合計画の
策定にあたって

第2章

湧別町の現況

第3章

基本構想

第4章

基本計画

附属資料

施策 No.	SDGsにおける17の目標 (ゴール)									
	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
	成長・雇用	イノベーション	不平等	まちづくり	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
23	●			●						●
24				●						●
25				●						●
26				●						●
27				●						●
28				●						●
29				●						●
30			●						●	●
31	●		●	●						●
32									●	●
33										●
34										●

